

# 算定基礎届の記入・提出ガイドブック

平成25年度

健康保険及び厚生年金保険の被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、7月1日現在で使用している全ての被保険者に4～6月に支払った賃金を、事業主の方から「算定基礎届」によって届出いただき、厚生労働大臣は、この届出内容に基づき、毎年1回標準報酬月額を決定します。これを定時決定といいます。

「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則1年間（9月から翌年8月まで）の各月に適用され、納めていただく保険料の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

## 《目次》

1. 算定基礎届の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 提出期間等	
(2) 定時決定時調査の実施	
(3) ご提出いただくもの	
(4) 提出の対象となる被保険者の範囲	
(5) 8月改定または9月改定の月額変更に該当する場合	
(6) 70歳以上の方の届出	
(7) 二以上の事業所に勤務する方の届出	
(8) 被保険者本人への通知	
2. 報酬とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 報酬とは	
(2) 現物給与の取扱い	
3. 標準報酬月額の算出方法及び算定基礎届の記載方法・・	3
(1) 支払基礎日数	
(2) ケースごとの標準報酬月額の算出方法と算定基礎届の記載方法	
(ケース①) 一般的な例	
(ケース②) 支払基礎日数に17日未満の月があるとき	
(ケース③) 短時間就労者(パートタイマー)の記入例	
(ケース④) 給与の支払対象となる期間の途中から入社したとき	
(ケース⑤) 賞与などが年4回以上支給されたとき	
(ケース⑥) 一時帰休による休業手当が支給されているとき	
(ケース⑦) 一般的な方法では算定できないとき	
(ケース⑧) 一般的な方法で算定すると著しく不当になるとき	
4. 随時改定と月額変更届・・・・・・・・・・・・・・・・	15
大切なお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・	16
厚生労働大臣が定める現物給与の価額	

# 1. 算定基礎届の提出について

## (1) 提出期間等

提出期間：7月1日 から 7月10日まで

提出方法：郵送または管轄の年金事務所へ持参(郵送での提出にご協力をお願いします)

照会先：管轄の年金事務所

## (2) 定時決定時調査の実施

年金事務所では、毎年、一部の事業所を対象に面談等による定時決定時調査を実施しています。調査の実施にあたりましては、対象となる事業所に対し事前に通知させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

## (3) ご提出いただくもの

### ①「届出用紙」で提出する場合

- 1 被保険者報酬月額算定基礎届(算定基礎届)
- 2 被保険者報酬月額算定基礎届 総括表
- 3 被保険者報酬月額算定基礎届 総括表附表(雇用に関する調査票)

《該当する方がいる場合は、次の届書も必要になります。》

- 4 70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届
- 5 被保険者報酬月額変更届(7月改定者)

### ②「電子媒体(CD・DVD・FD・MO)」で提出する場合

- 1 CD または DVD (FD・MOでも受付可能)
- 2 磁気媒体届書総括票
- 3 被保険者報酬月額算定基礎届 総括表
- 4 被保険者報酬月額算定基礎届 総括表附表(雇用に関する調査票)

《該当する方がいる場合は、次の届書も必要になります。》

- 5 70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届
- 6 被保険者報酬月額変更届(7月改定者)

○ 提出する電子媒体を作成するためには、日本年金機構ホームページから「届書作成プログラム」をダウンロードする必要があります。

○ 2～5は、届出用紙によりご提出ください。

○ 提出の際、CD・DVDの表面に、「事業所名」、「提出元ID」、「FD通番」を油性のフェルトペン等でご記入ください。

○ 電子媒体を利用した届出について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせの前に日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/n/www/sinsei/denshibaitai.jsp>)をご確認ください。

### ③「電子申請」で提出する場合

- 1 被保険者報酬月額算定基礎届 (CSVファイル添付方式)
- 2 被保険者報酬月額算定基礎届 総括表
- 3 被保険者報酬月額算定基礎届 総括表附表(雇用に関する調査票)

《該当する方がいる場合は、次の届書も必要になります。》

- 4 70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届
- 5 被保険者報酬月額変更届(7月改定者)

○ 2、3は、算定基礎届の電子添付書類(JPEG形式)として送信することも可能です。

○ 4は、電子申請ができないため、届出用紙にてご提出ください。

○ 電子申請の詳細については、日本年金機構ホームページのほか以下のホームページをご覧ください。電子政府の総合窓口 e-Gov[イーガブ] <http://www.e-gov.go.jp/>

○ 電子申請による届出について、ご不明な点がありましたら、お問い合わせの前に日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/n/www/sinsei/denshishinsei.jsp>)をご確認ください。

#### (4) 提出の対象となる被保険者の範囲

定時決定(算定基礎届)の対象となるのは、7月1日現在の全ての被保険者です。

ただし、以下の(1)~(3)のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

- (1) 6月1日以降に資格取得した方
- (2) 6月30日以前に退職した方
- (3) 7月改定の月額変更届を提出する方

・「届出用紙」で提出する場合は、備考欄に「7月月変」と記入してください。

・電子媒体申請および電子申請の場合は、7月改定の対象者を除いて作成してください。

なお、総括表および総括表附表は、本年7月1日現在の被保険者数を確認するための届出ですので、全ての被保険者が(1)~(3)に該当する場合も必ずご提出ください。

#### (5) 8月改定または9月改定の月額変更に対応する場合

算定基礎届を提出いただいた後に、8月改定または9月改定の月額変更に対応した方については、月額変更が優先されますので、別途「月額変更届」の提出が必要となります。

#### (6) 70歳以上の方の届出

以下の(1)~(3)のすべてに該当する方は、「70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届」も併せてご提出ください。

※健康保険の資格を喪失した75歳以上の方や、健康保険組合に加入されている場合も届出が必要ですのでご注意ください。

- (1) 昭和12年4月2日以降生まれの70歳以上の方
- (2) 過去に厚生年金保険の被保険者期間がある方
- (3) 事業所に常時使用されている方

#### (7) 二以上の事業所に勤務する方の届出

同時に二以上の事業所に勤務する方の標準報酬月額は、各事業所から受ける報酬を合算して決定されます。また、各事業所における保険料は、各事業所から受ける報酬の割合により按分して計算されます。

二以上の事業所に勤務する方の算定基礎届は、選択事業所を管轄する年金事務所から各事業所に送付しますので、送付された算定基礎届は、選択事業所を管轄する年金事務所に提出いただくことになりますのでご注意ください。

#### (8) 被保険者本人への通知

決定された標準報酬月額の内容については、日本年金機構からの通知の後、すみやかに被保険者本人あて通知していただくようお願いします。

## 2. 報酬とは

### (1) 報酬とは

標準報酬月額の対象となる報酬とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与などの名称を問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのものを含みます。また、金銭(通貨)に限らず、通勤定期券、食事、住宅など現物で支給されるものも報酬に含まれます。ただし、臨時に受けるものや、年3回以下支給の賞与(※年3回以下支給されるものは標準賞与額の対象となります。)などは、報酬に含みません。

	金銭(通貨)で支給されるもの	現物で支給されるもの
報酬となるもの	基本給(月給・週給・日給など)、能率給、奨励給、役付手当、職階手当、特別勤務手当、勤務地手当、物価手当、日直手当、宿直手当、家族手当、扶養手当、休職手当、通勤手当、住宅手当、別居手当、早出残業手当、継続支給する見舞金、年4回以上の賞与※ など	通勤定期券、回数券、食事、食券、社宅、寮、被服(勤務服でないもの)、自社製品 など
報酬と ならないもの	大入袋、見舞金、解雇予告手当、退職手当、出張旅費、交際費、慶弔費、傷病手当金、労災保険の休業補償給付、年3回以下の賞与※(標準賞与額の対象になります。) など	制服、作業着(業務に要するもの)、見舞品、食事(本人の負担額が、厚生労働大臣が定める価額により算定した額の2/3以上の場合) など

### (2) 現物給与の取扱い

#### ①通勤定期券等

通勤手当を、金銭ではなく定期券や回数券で支給している場合は、現物給与として取扱われますので、その全額を報酬として算入します。3か月または6か月単位でまとめて支給する通勤定期券は、1か月あたりの額を算出して報酬とします。

#### ②食事で支払われる報酬等

事業主が被保険者に食事を支給している場合は、都道府県ごとに厚生労働大臣が定める価額に換算して報酬を算入します。

その一部を被保険者本人が負担している場合は、上記価額から本人負担分を差し引いた額を報酬として算入します。ただし、被保険者が当該価額の2/3以上を負担する場合は報酬に算入しません。

#### ③住宅で支払われる報酬等

事業主が被保険者に社宅や寮を提供している場合は、都道府県ごとに厚生労働大臣が定める価額に換算して報酬を算入します。その一部を被保険者本人が負担している場合は、厚生労働大臣が定める価額から本人負担分を差し引いた額を算入します。

価額を算出する場合は、居間、茶の間、寝室、客間等、居住用の室を対象とします。玄関、台所、トイレ、浴室、営業用の室(店、事務室等)等は含めません。

#### ④食事及び住宅以外の報酬等

食事及び住宅以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」として取り扱いますが、労働協約に定めがない場合には実際費用を「時価」として取り扱います。

## 3. 標準報酬月額の算出方法及び算定基礎届の記載方法

### (1) 支払基礎日数

支払基礎日数とは、その報酬の支払い対象となった日数のことをいいます。

時給制・日給制の場合は、実際の出勤日数(有給休暇も含みます。)が支払基礎日数となります。

月給制・週給制の場合は、出勤日数に関係なく暦日数になります。

ただし、欠勤日数分だけ給料が差し引かれる場合は、就業規則、給与規定等に基づき事業所が定めた日数から、欠勤日数を控除した日数となります。

◎算定基礎届は4、5、6月に支払われた給与を報酬月額として届出しますが、給与計算の締切日と支払日の関係によって支払基礎日数が異なります。

(例)月給制の場合

給与末日締 当月末日支払

月	暦日	支払基礎日数
4月	4月1日～30日	30
5月	5月1日～31日	31
6月	6月1日～30日	30

給与25日締 当月末日支払

月	暦日	支払基礎日数
4月	3月26日～4月25日	31
5月	4月26日～5月25日	30
6月	5月26日～6月25日	31

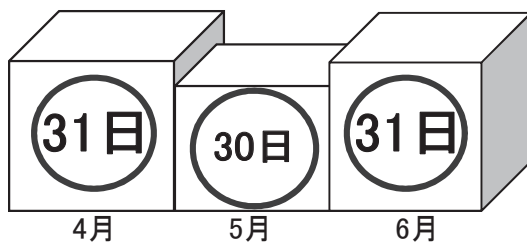
給与末日締 翌月10日支払

月	暦日	支払基礎日数
4月	3月1日～31日	31
5月	4月1日～30日	30
6月	5月1日～31日	31

## (2) ケースごとの標準報酬月額の算出方法と算定基礎届の記載方法

### ケース① 一般的な例

●支払基礎日数が3か月とも17日以上の場合 ⇒ 3か月が対象となります。



(例)給与規定

月給制・毎月20日締切、当月25日支払

4月、5月、6月に支払われた給与の合計額を、その月数「3」で割った額が報酬月額になります。

### 《賃金台帳》

(単位:円)

月	支払基礎日数	基本給	家族手当	住宅手当	通勤手当	合計
4月	31日	610,000	20,000	30,000	11,000	671,000
5月	30日	610,000	20,000	30,000	11,000	671,000
6月	31日	610,000	20,000	30,000	11,000	671,000
総計						2,013,000

※算定基礎届には、4月、5月、6月に支払われた給与の額を記入します。

### 《記入例》

⑦被保険者整理番号	⑧保険者の氏名	⑨生年月日	⑩種別	⑪従前の標準報酬月額	⑫従前の改定月・原因
1	健保 一郎	5-210527	1	650 千円	H24年9月 11
⑬算定基礎月の報酬支払基礎日	⑭通貨によるものの額	⑮現物によるものの額	⑯合計	⑰平均額	⑱修正平均額
4月 31日	671,000円	円	671,000円	2,013,000円	671,000円
5月 30日	671,000円	円	671,000円	671,000円	671,000円
6月 31日	671,000円	円	671,000円	671,000円	671,000円
				⑲標準報酬月額	⑳年 月
				671,000円	25年 9月

その報酬の支払対象となった日数を記入します。

算定対象月の合計額を記入します。

算定対象月の1か月あたりの平均額を記入します。

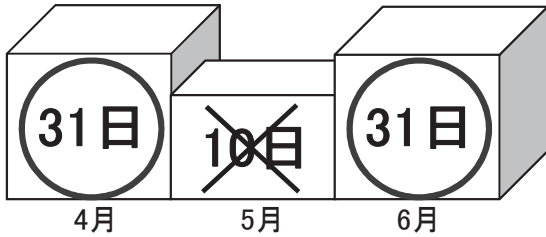
$$\text{報酬月額} = (671,000\text{円} + 671,000\text{円} + 671,000\text{円}) \div 3 = 671,000\text{円}$$

※ 報酬月額の算出にあたっては、1円未満は切り捨てとします。

## ケース② 支払基礎日数に17日未満の月があるとき

### ●支払基礎日数に17日未満の月がある場合

⇒ 支払基礎日数が17日以上の月を対象とします。



(例) 給与規定

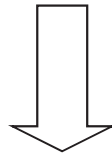
月給制・毎月20日締切、当月25日支払

17日未満の月を除いた4月・6月の報酬の合計をその月数「2」で割って報酬月額を算出します。

### 《賃金台帳》

(単位:円)

月	支払基礎日数	基本給	住宅手当	通勤手当	残業手当	昼食	合計
4月	31日	242,000	5,000	8,000	12,000	4,000	271,000
5月	10日	110,000	5,000	8,000	0	1,000	124,000
6月	31日	242,000	5,000	8,000	5,000	4,000	264,000
総計							659,000



### 《記入例》

4月、6月分の2か月分の合計を記入します。

⑦被保険者整理番号	⑧種別	④⑤ 従前の報酬月額	⑥従前の改定月・原因
⑦ 23	⑧ 年金 太郎	④⑤ 502 ⑤ 1 ④健 240 千円	⑥ H24年9月 11 千円
④ 算定基礎月の報酬 支払基礎日数	⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺	④⑤ 502 ⑤ 1 ④健 240 千円	⑥ H24年9月 11 千円
4月 31日	267,000円	4,000円	271,000円
5月 10日	123,000円	1,000円	—円
6月 31日	260,000円	4,000円	264,000円
④⑤ 502 ⑤ 1 ④健 240 千円		⑥ H24年9月 11 千円	⑦ 厚 240 千円
④⑤ 502 ⑤ 1 ④健 240 千円		⑥ H24年9月 11 千円	⑦ 厚 240 千円
④⑤ 502 ⑤ 1 ④健 240 千円		⑥ H24年9月 11 千円	⑦ 厚 240 千円

支払基礎日数が17日未満の場合は、横棒を引きます。

現物による給与がある場合はここに記入します。

4月、6月分の平均を記入します。

$$\text{報酬月額} = (271,000\text{円} + 264,000\text{円}) \div 2 = 267,500\text{円}$$

※17日未満の月が2か月ある場合は、残りの1か月のみの報酬で算出します。

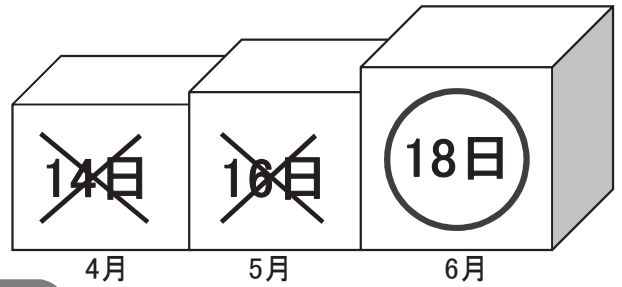
### ケース③ 短時間就労者(パートタイマー)の記入例

#### ●支払基礎日数が17日以上のある場合

⇒ 支払基礎日数が17以上の月を対象とします。

#### 《賃金台帳》 (単位:円)

月	支払基礎日数	基本給	合計
4月	14日	108,600	108,600
5月	16日	115,800	115,800
6月	18日	130,300	130,300
総計			354,700



#### 《記入例》

⑦被保険者整理番号		①被保険者氏名		④⑤ 従前の標準報酬月額		⑥従前の改定月・原因	
報酬月額				⑧ 適用年月		⑨ 備考	
⑦ 算定基礎月の報酬支払基礎日数		⑧ 通貨によるものの額		⑨ 現物によるものの額		⑩ 平均額	
⑦ 22		⑧ 事務 香		⑨ 5-350426		⑩ 2	
⑦ 4月 14日		⑧ 108,600円		⑨ 円		⑩ 130,300円	
⑦ 5月 16日		⑧ 115,800円		⑨ 円		⑩ 130,300円	
⑦ 6月 18日		⑧ 130,300円		⑨ 円		⑩ 130,300円	
⑦ 25年 9月		⑧ 厚		⑨ 118千円		⑩ 118千円	
⑦ 25年 9月		⑧ 厚		⑨ 118千円		⑩ 118千円	

短時間就労者(パートタイマー)で、支払基礎日数が15日未満の場合は横棒を引きます。

「パート」と記入します。

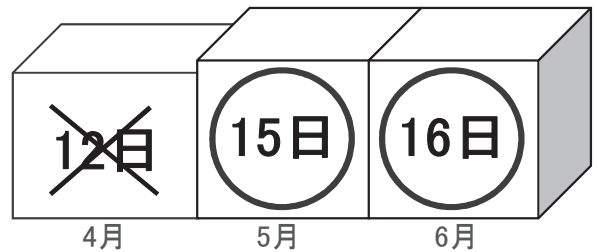
報酬月額 = 130,300円 (6月分)

#### ●支払基礎日数がすべて17日未満だが15、16日の月がある場合

⇒ 支払基礎日数が15、16日の月のみを対象とします。

#### 《賃金台帳》 (単位:円)

月	支払基礎日数	基本給	合計
4月	12日	78,000	78,000
5月	15日	97,500	97,500
6月	16日	104,000	104,000
総計			279,500



#### 《記入例》

⑦被保険者整理番号		①被保険者氏名		④⑤ 従前の標準報酬月額		⑥従前の改定月・原因	
報酬月額				⑧ 適用年月		⑨ 備考	
⑦ 算定基礎月の報酬支払基礎日数		⑧ 通貨によるものの額		⑨ 現物によるものの額		⑩ 平均額	
⑦ 53		⑧ 保険 健二		⑨ 5-590628		⑩ 1	
⑦ 4月 12日		⑧ 78,000円		⑨ 円		⑩ 201,500円	
⑦ 5月 15日		⑧ 97,500円		⑨ 円		⑩ 100,750円	
⑦ 6月 16日		⑧ 104,000円		⑨ 円		⑩ 104,000円	
⑦ 25年 9月		⑧ 厚		⑨ 104千円		⑩ 104千円	
⑦ 25年 9月		⑧ 厚		⑨ 104千円		⑩ 104千円	

短時間就労者(パートタイマー)で、支払基礎日数が15日未満の場合は横棒を引きます。

報酬月額 = (97,500円 + 104,000円) ÷ 2 = 100,750円

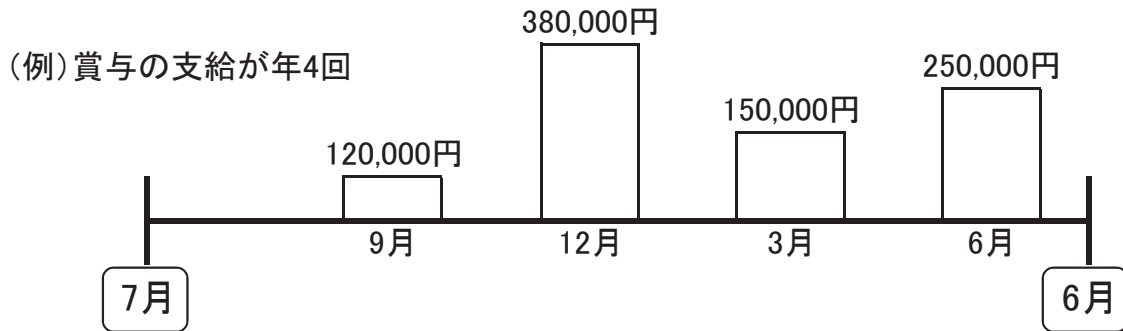




## ケース⑤ 賞与などが年4回以上支給されたとき

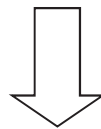
### ●前年の7月からその年の6月までに4回以上の賞与が支払われた場合

⇒ 支払われた賞与の合計額を12か月で割った額を各月の報酬に加え、報酬月額を算出します。



$$\text{賞与支給額} = (9\text{月} : 120,000\text{円}) + (12\text{月} : 380,000\text{円}) + (3\text{月} : 150,000\text{円}) + (6\text{月} : 250,000\text{円}) = 900,000\text{円}$$

$$\text{各月に算入する賞与の額} = 900,000\text{円} \div 12 = 75,000\text{円}$$



#### 《賃金台帳》

(単位:円)

月	支払基礎日数	基本給	通勤手当	総支給額
4月	31日	255,000	15,000	270,000
5月	30日	255,000	15,000	270,000
6月	31日	255,000	15,000	270,000

(単位:円)

賞与
75,000
75,000
75,000

(単位:円)

合計
345,000
345,000
345,000
総計 1,035,000

1月あたりの賞与を加えた合計を記入します。

#### 《記入例》

⑦被保険者整理番号	①被保険者氏名	⑤生年月日	⑤種別	②④ 従前の標準報酬月額		⑥従前の改定月・原因
報酬月額		⑦平均額		⑧適用年月	②備考 〔適及支払額昇(降)給差の月額昇(降)給月〕	
⑦算定基礎月の報酬支払基礎日数	⑦通貨に換算したもの	③現物によるもの	④合計	⑧⑨ ※決定後の標準報酬月額		⑦改定予定月 ⑩※作成原因
⑦ 32	① 社会 公一	⑤ 5-381216	⑤ 1	④ 健 260 千円	④ 厚 260 千円	⑥ H24年9月 11
⑦ 4月 31日	345,000円	円	345,000円	⑤ 1,035,000円	⑧ 25年 9月	⑦ 賞与・期末手当 9月 12月, 3月, 6月 年 月 75,000円
⑦ 5月 30日	345,000円	円	345,000円	⑤ 345,000円	⑨ 円	
⑦ 6月 31日	345,000円	円	345,000円	⑦ 健 千円	④ 厚 千円	

$$\text{報酬月額} = (345,000\text{円} + 345,000\text{円} + 345,000\text{円}) \div 3 = 345,000\text{円}$$

## ケース⑥ 一時帰休による休業手当が支給されているとき

### ●7月1日時点で一時帰休の状況が解消していない場合

⇒ 一時帰休による休業手当等が支払われた月のみで算定するのではなく、通常の給与を受けた月も併せて、報酬月額を算出します。

#### 《賃金台帳》

(単位:円)

月	支払基礎日数	基本給	残業手当	合計
4月	31日	272,000	10,600	282,600
5月	30日	272,000	5,900	277,900
6月	31日	169,000	3,100	172,100
総計				732,600

#### ○給与の規定

月給制・毎月20日締切、当月25日支払

休業手当の支払月、一時帰休の実施期間（開始したときは「〇月から一時帰休」と記入します。

#### 《記入例》

⑦被保険者整理番号	⑧月日	⑨種別	⑩従前の標準報酬月額	⑪改定月・原因
⑫算定基礎月の報酬支払基礎日数	⑬合計	⑭平均額	⑮修正平均額	⑯支給額(給差の月額)給月
⑰28	⑱年金 太郎	⑲520620	⑳1	㉑健 280 千円 ㉒厚 280 千円
⑳4月 31日	㉓282,600円	㉔282,600円	㉕732,600円	㉖25年 9月
㉗5月 30日	㉘277,900円	㉙277,900円	㉚244,200円	㉛6月休業手当 5月から一時帰休
㉜6月 31日	㉝172,100円	㉞172,100円	㉟健 千円 ㊱厚 千円	㊲

一時帰休中の報酬も含めて決定します。

### ●7月1日時点で一時帰休の状況が解消している場合

⇒ 4、5、6月のうち、休業手当を含まない月を対象とします。

なお、4、5、6月いずれにも休業手当が支払われている場合は、一時帰休により低額な休業手当等に基づいて決定又は改定される前の標準報酬月額で決定します。

#### 《賃金台帳》

(単位:円)

月	支払基礎日数	基本給	残業手当	合計
4月	31日	130,800	3,500	134,300
5月	30日	268,000	4,000	272,000
6月	31日	268,000	9,100	277,100
総計				683,400

休業手当の支払月、一時帰休の実施期間（解消したときは「〇月〇日一時帰休解消」等を記入します。

#### 《記入例》

⑦被保険者整理番号	⑧被保険者	⑨種別	⑩従前の標準報酬月額	⑪改定月・原因
⑫算定基礎月の報酬支払基礎日数	⑬通貨によるもの額	⑭現物によるもの額	⑮合計	⑯平均額
⑰28	⑱年金 太郎	⑲5-520620	⑳1	㉑健 280 千円 ㉒厚 280 千円
㉓4月 31日	㉔134,300円	㉕円	㉖134,300円	㉗549,100円
㉘5月 30日	㉙272,000円	㉚円	㉛272,000円	㉜274,550円
㉝6月 31日	㉞277,100円	㉟円	㊱277,100円	㊲健 千円 ㊳厚 千円

一時帰休中の報酬は含まずに決定します。

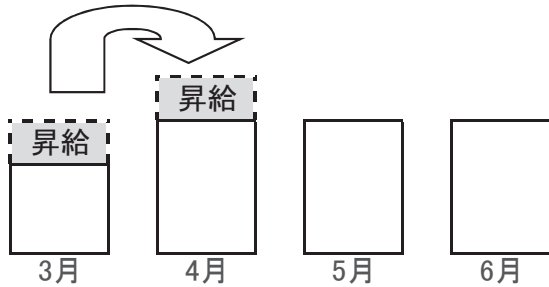
円



ケース⑧ 一般的な方法で算定すると著しく不当になるとき

(1) 3月以前に遡った昇給の差額分又は3月以前の給与を4、5、6月のいずれかの月に受けた場合

⇒ 3月以前の昇給差額分（又は遅滞分）を除いた報酬月額の内訳から報酬月額を算出します。



《賃金台帳》 (単位:円)

月	支払基礎日数	基本給	3月昇給差額分	合計
4月	31日	267,000	20,000	287,000
5月	30日	267,000	0	267,000
6月	31日	267,000	0	267,000
総計				821,000

《記入例》

⑦被保険者整理番号	①被保険者の氏名	⑨生年月日	⑤種別	④⑦ 従前標準報酬月額	⑥従前適用年月	⑩月・原因考
報酬月額						
⑦ 算定基礎月の報酬支払基礎日数	⑦ 通貨によるものの額	⑨ 現物によるものの額	⑤ 合計	④⑦ 平均額	⑥ 修正平均額	⑩ 給差の月額(給月)
⑦ 21	① 健保 次郎	⑨ 5-581016	⑤ 1	④⑦ 健保 2千円	⑥ 厚 240千円	⑩ 24年9月11
⑦ 4月 31日	⑦ 287,000円	⑨ 円	⑤ 287,000円	④⑦ 821,000円	⑥ 25年 9月	⑩ 20,000円
⑦ 5月 30日	⑦ 267,000円	⑨ 円	⑤ 267,000円	④⑦ 273,666円	⑥ 267,000円	⑩ 20,000円
⑦ 6月 31日	⑦ 267,000円	⑨ 円	⑤ 267,000円	④⑦ 健保 千円	⑥ 厚 千円	⑩ 25年 4月

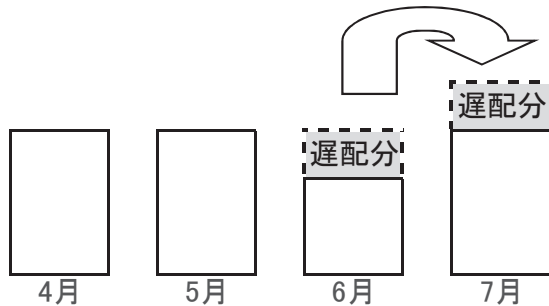
3月以前の昇給差額分（または遅滞分）を除いた総報酬額を3で割った額を記入します。

昇給差額・差額支給月を記入します。

報酬月額 = { (287,000円 - 20,000円) + 267,000円 + 267,000円 } ÷ 3 = 267,000円

(2) 4、5、6月のいずれかの月の給与が7月以降に支払われる場合

⇒ 7月以降に支払われる月以外の月を対象月とします。



7月以降に支払われる月を除いた報酬総額を対象月で割った額を記入します。

遅滞分がある月等を記入します。

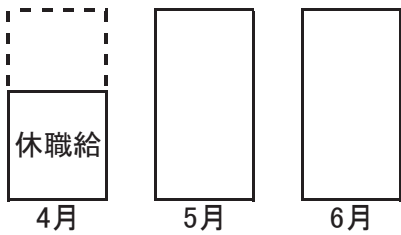
《記入例》

⑦被保険者整理番号	①被保険者の氏名	⑨生年月日	⑤種別	④⑦ 従前標準報酬月額	⑥従前適用年月	⑩月・原因考
報酬月額						
⑦ 算定基礎月の報酬支払基礎日数	⑦ 通貨によるものの額	⑨ 現物によるものの額	⑤ 合計	④⑦ 平均額	⑥ 修正平均額	⑩ 給差の月額(給月)
⑦ 19	① 年金 正則	⑨ 5-511019	⑤ 1	④⑦ 健保 300千円	⑥ 厚 300千円	⑩ 24年9月11
⑦ 4月 30日	⑦ 344,600円	⑨ 円	⑤ 344,600円	④⑦ 835,300円	⑥ 25年 9月	⑩ 遅滞 年 月
⑦ 5月 31日	⑦ 325,600円	⑨ 円	⑤ 325,600円	④⑦ 278,433円	⑥ 335,100円	⑩ 6月、16日分
⑦ 6月 30日	⑦ 165,100円	⑨ 円	⑤ 165,100円	④⑦ 健保 千円	⑥ 厚 千円	⑩

報酬月額 = (344,600円 + 325,600円) ÷ 2 = 335,100円

(3) 低額の休職給を受けた場合（病気などによる休職の場合）

⇒ 休職給を受けた月以外の月を対象月とします。



4月に休職給として基本給の50%を受けたケースです。

休職給を支給した月を記入します。

《記入例》

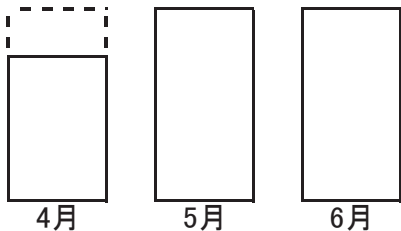
⑦被保険者整理番号	①被保険者の氏名	⑨生年月日	⑤種別	④⑧ 従前の標準報酬月額	⑥従前	⑩年月・原因
報酬月				⑩ 支払基礎日数17以上の月の報酬月額の総計	⑫ 適用年月	⑪ 考
⑭ 算定基礎月の報酬支払基礎日数	⑯ 通貨によるものの額	⑰ 現物によるものの額	⑱ 合計	⑲ 平均額	⑳ 修正平均額	⑫ 考
⑲ 20	① 年金 花子	⑨ 5-520109	⑤ 2	④ 健 300 千円	⑧ 厚 300 千円	⑩ 24年9月 11 円
⑦	4月 30日	150,000円	円	150,000円	⑩ 770,400円	⑫ 25年 9月
⑦	5月 31日	315,100円	円	315,100円	⑬ 256,800円	⑭ 310,200円
⑦	6月 30日	305,300円	円	305,300円	⑮ 健 千円	⑯ 厚 千円
						休職給 4月

$$\text{報酬月額} = (315,100\text{円} + 305,300\text{円}) \div 2 = 310,200\text{円}$$

休職給を受けた月（4月）を除いた報酬総額を対象月で割った額を記入します。

●賃金カットを受けた場合（ストライキ等の場合）

⇒ 賃金カットを受けた月以外の月を対象月とします。



賃金カットを受けた月を除いた報酬総額を対象月数で割った額を記入します。

賃金カットを受けた月等を記入します。

《記入例》

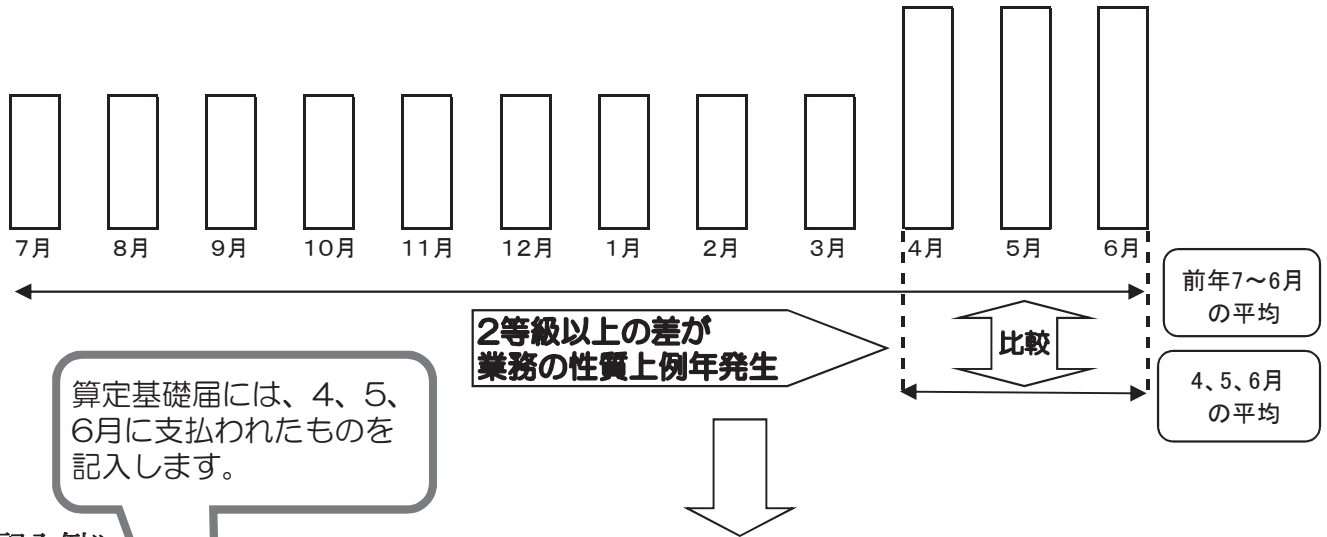
⑦被保険者整理番号	①被保険者の氏名	⑨生年月日	⑤種別	④⑧ 従前の標準報酬月額	⑥従前	⑩年月・原因
報酬月				⑩ 支払基礎日数17以上の月の報酬月額の総計	⑫ 適用年月	⑪ 考
⑭ 算定基礎月の報酬支払基礎日数	⑯ 通貨によるものの額	⑰ 現物によるものの額	⑱ 合計	⑲ 平均額	⑳ 修正平均額	⑫ 考
⑲ 28	① 年金 純子	⑨ 5-550909	⑤ 2	④ 健 220 千円	⑧ 厚 220 千円	⑩ H 4年9月 11 円
⑦	4月 20日	135,700円	円	135,700円	⑩ 575,900円	⑫ 25年 9月
⑦	5月 31日	215,200円	円	215,200円	⑬ 191,966円	⑭ 220,100円
⑦	6月 30日	225,000円	円	225,000円	⑮ 健 千円	⑯ 厚 千円
						ストライキによる賃金カット 4月、10日分

$$\text{報酬月額} = (215,200\text{円} + 225,000\text{円}) \div 2 = 220,100\text{円}$$

(4) 「4、5、6月の給与の平均額から算出した標準報酬月額」と「前年の7月から当年の6月までの給与の平均額から算出した標準報酬月額」に2等級以上の差が生じ、その差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合

⇒ 前年の7月から当年の6月までの給与の平均額から算出した標準報酬月額で決定することができます。

※申し立てる場合は、「事業主の申立書」と「本人の同意」の提出が必要です。



《記入例》

⑦被保険者整理番号	被保険者の氏名			⑨生年月日	⑩種別	④⑤ 従前の標準報酬月額		⑥従前の改定月・原因	
	報酬月額				⑪ 支払基礎日数17以上の月の報酬月額の総計	⑫ 適用年月	⑬備考 週及支払額昇(降)給差の月額昇(降)給月		
⑭ 算定基礎月の報酬支払基礎日数	⑮通貨によるものの額	⑯現物によるものの額	⑰合計		⑱平均額	⑲修正平均額	⑳※決定後の標準報酬月額 ㉑改定予定月 ㉒作成原因		
⑭ 26	⑮ 年金 正則	⑯ 5-490206	⑰ 1	⑱ 健 380 千円	⑲ 厚 380 千円	⑳ H24年9月 11	㉒		
⑭ 4月 31日	⑮ 380,000円	⑯ 円	⑰ 380,000円	⑱ 1,140,000円	⑲ 25年 9月	㉒			
⑭ 5月 30日	⑮ 380,000円	⑯ 円	⑰ 380,000円	⑱ 380,000円	⑲ 320,875円	㉒ 年間平均			
⑭ 6月 31日	⑮ 380,000円	⑯ 円	⑰ 380,000円	⑱ 健 千円	⑲ 厚 千円	㉒			

希望する場合は「年間平均」と記入します。

○4、5、6月の3か月平均

報酬月額 = (380,000円 + 380,000円 + 380,000円) ÷ 3 = 380,000円

⇒ 標準報酬月額 38万円

毎年4、5、6月が繁忙期にあたり、他の期間よりも報酬が増える業種（部署）の場合で  
前年の7月から当年の6月までの年間平均 320,875円

⇒ 標準報酬月額 32万円

⇒ 「事業主の申立書」と「本人の同意」を添えて届出いただくことにより、標準報酬月額を32万円で決定することができます。

《「事業主の申立書」や「本人の同意」等の届出様式については、こちらをご確認ください。》

日本年金機構ホームページ 健康保険・厚生年金保険適用関係届書・申請書一覧

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/sinsei/index2.jsp>

○事業主の申立書の記入例

記入例

(様式1)

〇〇年金事務所長 様

年間報酬の平均で算定することの申立書

当事業所は茶の栽培・販売業を行っており、毎年、4月から6月までの間は、一番茶の収穫時期であり、茶葉摘み取りのため、例年従業員に所定労働時間を超えた時間外労働を命じている状況であるため、繁忙期となることから、健康保険及び厚生年金保険被保険者の報酬月額算定基礎届を提出するにあたり健康保険法第4条及び厚生年金保険法第21条の規定による定時決定の算定方法による、年間報酬の平均により算出する方法より、標準報酬月額等級について2等級以上の差が生じ、著しく不当であると思料されますので、健康保険法第4条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の算定の特例」(年間)にて決定していただくよう申立てします。

なお、当事業所における例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等の資料を添付します。

平成25年7月1日

事業所所在地 〇〇市△△ 1-1-1

事業所名称 □□製茶株式会社

事業主氏名 年金 太郎



印

連絡先 ×××-××××-××××

健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、  
厚生年金保険 標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等 **記入例**

【申請にあたっての注意事項】

- この用紙は、算定基礎届をお届けいただくにあたって、年間報酬の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- この用紙は、定時決定にあり、4、5、6月の報酬の月平均と年間報酬の月平均に2等級以上の差があり、年間報酬の平均で決定することに同意する方のみ記入してください。
- また、被保険者の同意を得ている必要がありますので、同意欄に被保険者の自署にて氏名を記入いただくか記名のうえ押印してください。
- なお、標準報酬月額は、年金や傷病手当金など、被保険者が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことにご留意下さい。

事業所整理記号	01-1222	事業所名称	□□製茶株式会社
被保険者整理番号	123	被保険者の氏名	年金 次郎
		生年月日	昭和55年5月5日
		種別	1

【前年7月～当年6月の報酬額等の欄】

算定基礎月の報酬支払基礎日数	通貨によるものの額	現物によるものの額	合計
平成22年7月 30日	303,500円	0円	303,500円
平成22年8月 31日	300,000円	0円	300,000円
平成22年9月 31日	300,000円	0円	300,000円
平成22年10月 30日	302,000円	0円	302,000円
平成22年11月 31日	300,000円	0円	300,000円
平成22年12月 30日	300,000円	0円	300,000円
平成23年1月 31日	305,000円	0円	305,000円
平成23年2月 31日	300,000円	0円	300,000円
平成23年3月 28日	300,000円	0円	300,000円
平成23年4月 31日	380,000円	0円	380,000円
平成23年5月 30日	380,000円	0円	380,000円
平成23年6月 31日	380,000円	0円	380,000円

【標準報酬月額の比較欄】※全て事業主が記載してください。

従前の標準報酬月額	健康保険 380千円	厚生年金保険 380千円
-----------	------------	--------------

前年7月～本年6月の合計額(※)	前年7月～本年6月の平均額(※)	健康保険 等級	標準報酬月額	厚生年金保険 等級	標準報酬月額
3,850,500円	320,875円	23	320千円	19	320千円

本年4月～6月の合計額(※)	本年4月～6月の平均額(※)	健康保険 等級	標準報酬月額	厚生年金保険 等級	標準報酬月額
1,140,000円	380,000円	26	380千円	22	380千円

2等級以上(○又は×)	修正平均額(※)	健康保険 等級	標準報酬月額	厚生年金保険 等級	標準報酬月額
○	320,875円	23	320千円	19	320千円

【標準報酬月額の比較欄】の(※)部分を算出する場合は、以下にご注意ください。

- 支払基礎日数17日未満の月の報酬額は除く。
- 短時間就労者(パート、アルバイト等)の場合は、「本年4月～6月の合計額、平均額」には、支払基礎日数が17日以上あればその月の報酬の合計額、平均額、17日以上の月の報酬の合計額、平均額を記載。また、「前年7月～本年6月の合計額、平均額」には、15日以上の月の報酬の合計額、平均額。
- 低額の特給を受けた月、ストライキによる賃金カットを受けた月及び一時休日に伴う休業手当等を受けた月を除く。
- 給与の支払いに遅配がある場合は
  - 前年6月分以前に支払うべきであった給与の遅配分を前年7月～当年6月までに受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除く。
  - 前年7月～当年6月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が、当年7月以降に支払われることになった場合は、その支払うはずだった月を除く。
- この保険者算定の要件に該当する場合は、「修正平均額」には、「前年7月～本年6月の平均額」を記入。
- 上記①～④に該当しない場合は、その旨を【備考欄】に記入してください。

【被保険者の同意欄】

私は本年の定時決定にあり、年間報酬額の平均で決定することを希望しますので、当事業所が申立することに同意します。

被保険者氏名 年金 次郎

【備考欄】

○本人の同意の記入例



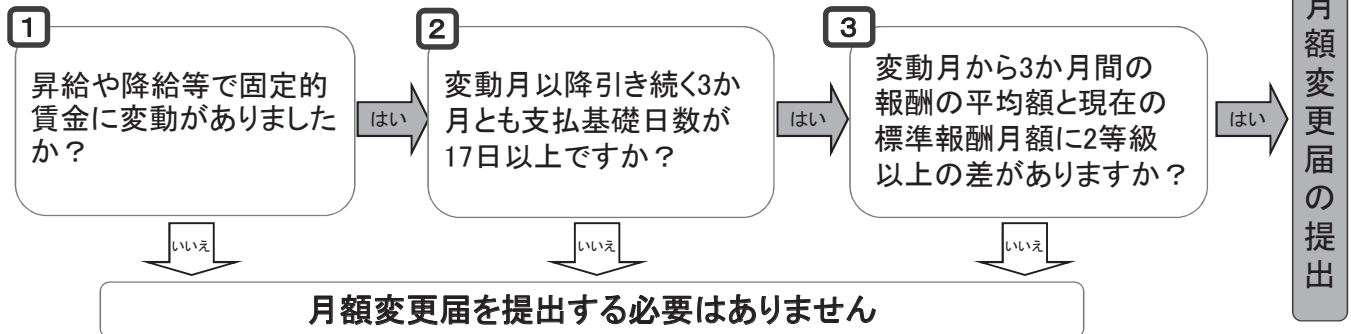
## 4. 随時改定と月額変更届

毎年1回の定時決定により決定された標準報酬月額は、原則その年の9月から翌年の8月分まで1年間適用されますが、この間に昇給や降給などにより報酬に大幅な変動があったときは、実態とかけ離れた状態にならないよう次回の定時決定を待たずに標準報酬月額を見直します。これを「随時改定」といい、「月額変更届」を提出していただくことになります。

改定された標準報酬月額は、再び随時改定がない限り、6月以前に改定された場合は当年の8月まで、7月以降に改定された場合は翌年の8月までの各月に適用されます。

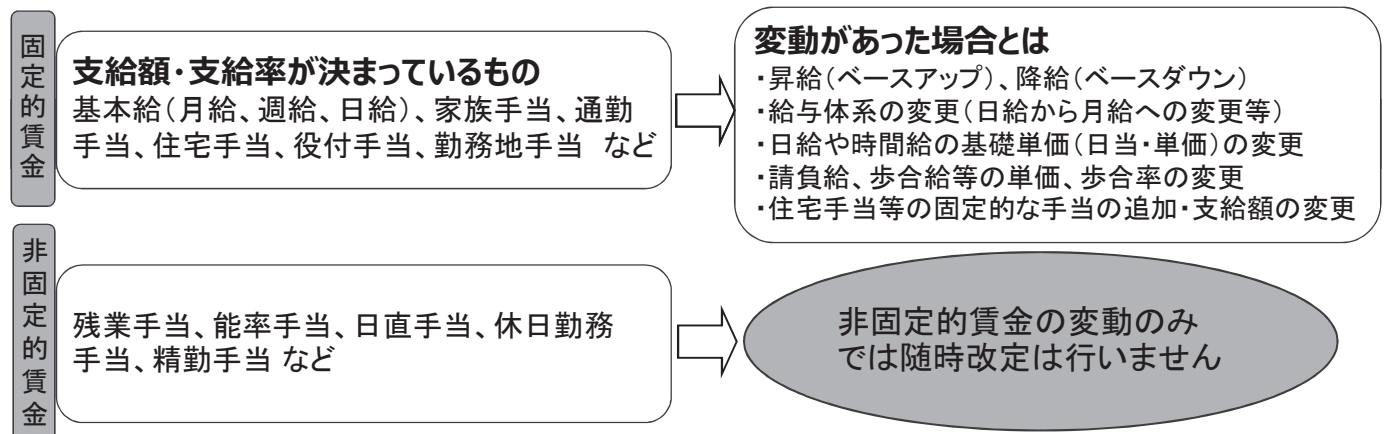
### (1) 月額変更が必要なとき

「月額変更届」による随時改定は、次の3つの条件を全て満たしたときに行います。



※随時改定に該当すれば、固定的賃金が変動し、その報酬を支払った月から数えて4か月目に新たな標準報酬月額が適用されます。

### (2) 固定的賃金の変動とは



### (3) 随時改定の対象とならない場合

1. 固定的賃金は上がったが、残業手当などの非固定的賃金が減ったため、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より下がり、2等級以上の差が生じた場合
2. 固定的賃金は下がったが、非固定的賃金が増えたため、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より上がり、2等級以上の差が生じた場合

### (4) 添付書類

被保険者報酬月額変更届は、原則として添付書類は不要です。

ただし、改定月の初日から起算して60日経過した後に届け出する場合、または標準報酬月額が5等級以上下がる場合は、以下のとおり添付書類が必要になります。

1. 被保険者が法人の役員以外の場合
  - ・賃金台帳の写し(固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月分まで)
  - ・出勤簿の写し(固定的賃金の変動があった月から改定月の前月分まで)
2. 被保険者が株式会社(特例有限会社を含む)の役員の場合
 

以下の①～④のいずれか1つ、および所得税源泉徴収簿または賃金台帳の写し(固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月分まで)

  - ①株主総会又は取締役会の議事録
  - ②代表取締役等による報酬決定通知書
  - ③役員間の報酬協議書
  - ④債権放棄を証する書類

※その他の法人の役員の場合は、これらに相当する書類

# — 大切なお知らせ —

## 平成25年4月から現物給与の価額の取扱いが変わりました

### 《これまで》

本社管理※<sup>1</sup>の適用事業所において、支店等に勤務する被保険者の現物給与は、本社が所在する都道府県の価額を適用していました。



### 《平成25年4月1日以降》

現物給与の価額は本来、生活実態に即した価額になることが望ましいことから、平成25年4月1日以降は、支店等が所在する※<sup>2</sup>都道府県の価額を適用します。

※<sup>1</sup> 本社管理とは、本社と支店等が合わせて1つの適用事業所になっていることをいいます。

※<sup>2</sup> 派遣労働者の現物給与は、実際の勤務地(派遣先の事業所)ではなく、派遣元の事業所が所在する都道府県の価額を適用します。

・この取扱いの改正につきまして、被保険者の皆様にもお知らせください。

## 産前産後休業期間中の保険料免除等について

### 1. 制度の概要

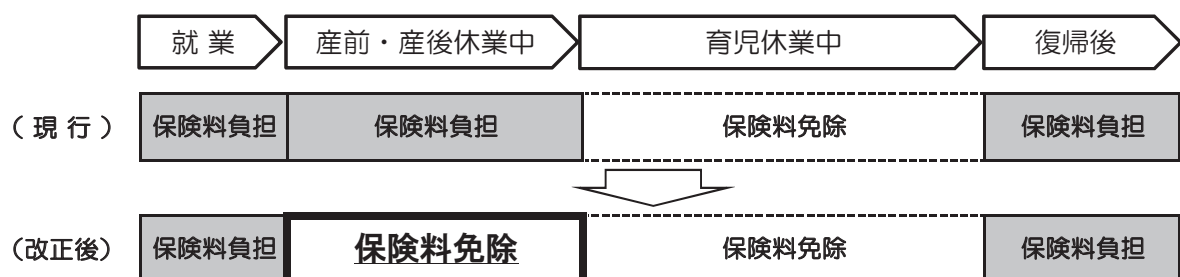
#### 《産前産後休業期間中の保険料徴収の特例》

育児休業期間中の保険料免除と同様に、制度改正後は産前産後休業期間中（産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後8週間のうち、被保険者が労務に従事しなかった期間）の保険料（厚生年金・健康保険）を免除します。

#### 《産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定》

産前産後休業終了後に育児等を理由に報酬が低下した場合に、定時決定まで保険料負担が改定前のものとならないよう、産前産後休業終了後の3か月間の報酬月額を基に、標準報酬月額を改定します。（※ 育児休業終了後と同様の措置となります。）

#### 【現行と改正後の保険料負担イメージ】



### 2. 実施時期

平成26年8月までの政令で定める日に実施となります。

# 厚生労働大臣が定める現物給与の価額

平成25年4月1日時点

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1月当たりの住宅の利益の額 (量1量につき)	
1 北海道	17,400	580	150	200	230	870	時価
2 青森	17,100	570	140	200	230	840	時価
3 岩手	16,800	560	140	200	220	970	時価
4 宮城	17,700	590	150	210	230	1,250	時価
5 秋田	17,100	570	140	200	230	930	時価
6 山形	18,000	600	150	210	240	1,050	時価
7 福島	17,400	580	150	200	230	1,000	時価
8 茨城	17,100	570	140	200	230	1,150	時価
9 栃木	17,400	580	150	200	230	1,190	時価
10 群馬	17,100	570	140	200	230	1,060	時価
11 埼玉	17,700	590	150	210	230	1,580	時価
12 千葉	18,000	600	150	210	240	1,530	時価
13 東京	18,900	630	160	220	250	2,400	時価
14 神奈川	18,300	610	150	210	250	1,900	時価
15 新潟	17,400	580	150	200	230	1,080	時価
16 富山	17,400	580	150	200	230	1,090	時価
17 石川	18,000	600	150	210	240	1,130	時価
18 福井	18,300	610	150	210	250	990	時価
19 山梨	17,700	590	150	210	230	1,100	時価
20 長野	18,000	600	150	210	240	1,030	時価
21 岐阜	17,400	580	150	200	230	1,020	時価
22 静岡	17,700	590	150	210	230	1,280	時価
23 愛知	17,700	590	150	210	230	1,300	時価
24 三重	17,400	580	150	200	230	1,080	時価
25 滋賀	18,000	600	150	210	240	1,170	時価
26 京都	18,600	620	160	220	240	1,450	時価
27 大阪	18,000	600	150	210	240	1,480	時価
28 兵庫	18,000	600	150	210	240	1,290	時価
29 奈良	18,000	600	150	210	240	1,060	時価
30 和歌山	18,000	600	150	210	240	920	時価
31 鳥取	17,700	590	150	210	230	950	時価
32 島根	18,600	620	160	220	240	910	時価
33 岡山	17,100	570	140	200	230	1,140	時価
34 広島	17,700	590	150	210	230	1,170	時価
35 山口	17,700	590	150	210	230	910	時価
36 徳島	17,100	570	140	200	230	990	時価
37 香川	17,100	570	140	200	230	1,010	時価
38 愛媛	17,400	580	150	200	230	950	時価
39 高知	17,700	590	150	210	230	910	時価
40 福岡	17,400	580	150	200	230	1,150	時価
41 佐賀	17,100	570	140	200	230	900	時価
42 長崎	17,400	580	150	200	230	920	時価
43 熊本	17,100	570	140	200	230	990	時価
44 大分	17,100	570	140	200	230	950	時価
45 宮崎	17,100	570	140	200	230	890	時価
46 鹿児島	17,700	590	150	210	230	950	時価
47 沖縄	17,400	580	150	200	230	970	時価

- 住宅・食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 健康保険組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。

